

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和5年6月30日付けで行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性・不当性を主張している。

交通事故に遭い、体が不自由で障害者手帳6級を持っている。大病院等へ行く場合はタクシー代が必要である。請求人が移動距離的に行けないので、毎月事務手続で事務所に代理人を行かせており、その代理人を認めていながら病院への交通費を認めないのは不当だ。

医療扶助があるのに出さないのは治療を受けさせない気か。（本件申請の通院日は）血圧が高くなり、心臓がドコドコと息苦しく、体がフラフラし、歩行が不安だったのでタクシーを利用する必要があった。自立歩行、自力歩行可とあるが、どの程度の距離を言っているのか説明がない。足の状態を診断していないのに、なぜ内科で自力歩行可となるのか。弁明書に主治医とあるが、医師の名前もない。

ケースワーカーによってタクシー代の申請用紙（移送費請求内訳書）を出さず、申請を受け付けさせなかったり対応がひどい。水際作戦か。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定

を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6年 4月 25日	諮問
令和 6年 7月 26日	審議（第90回第2部会）
令和 6年 8月 27日	審議（第91回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法の補足性の原則

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

(2) 保護の種類及び医療移送費

法11条1項は、保護の種類の一つとして、4号に「医療扶助」を掲げており、法15条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助を行うことを定めるとともに、6号において、医療扶助の範囲に「移送」を含むものと規定している。

(3) 移送の給付

「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「本件要領」という。）は、移送の給付については、個別にその内容を審査し、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること（本件要領第3・9・(1)）とし、給付の範囲については、被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合（同・(2)・イ）等を挙げる。

(4) 移送の給付決定に関する審査

「医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について」（平成20年4月4日付社援保発第0404001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）は、医療扶助の移送費の給付決定に関する事務手続等を定めている。

課長通知は、移送の給付の必要性については、診察、治療等に係る医療扶助の給付の必要性とは別途の観点から判断する事項（移送の必要性、交通手段の妥当性等）があり、福祉事務所において責任をもって審査する必要がある（課長通知1）とし、給付手続について、一般世帯の通院手段と被保護者の病状・障害等の状況等に照らして判断することが基本となる、タクシー等の利用については、病状・障害等の状況からタクシー等を必要とする真にやむを得ない理由があるか検討を行うこと（同・3・イ・(イ)）とする。

(5) 本件要領及び課長通知の位置付け

本件要領及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本件申請が本件病院へのタクシーを利用した通院移送費であることから、本件病院に移送の給付の可否を照会し、收受した給付可否意見書を基に、嘱託医協議を行って検討しており、本件申請の審査は、課長通知に定める手続（1・(4)）に沿ってなされたものと認められる。

そして、医療扶助による移送の給付は、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであるところ（同・(3)）、処分庁が收受した給付可否意見書は、傷病名を「動悸」とする請求人について、「自力歩行可能であり、タクシーの利用は不要であった」ことを理由として給付を要しないとすものであり、嘱託医協議の結果も同様であったことから、処分庁が、本件申請について、タクシー等を必要とする真にやむを得ない理由がないと判断したことは相当といえる。

したがって、医療移送費を求める本件申請を却下した本件処分は、上記1の法令等の定めにもとって適正になされたものであって、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、障害者手帳6級を持っており、通院にはタクシー代が必要であると主張する。

この点、本件審査請求において提出された身体障害者手帳から、請求人に下肢機能障害があることは認められるが、医療扶助の移送費の給付は、傷病等の状態に応じて個別にその内容を審査して行われるものであるから（1・3）、請求人の主張は理由がない。

また、請求人は、医療扶助を出すのにタクシー代を出さないのは不当である旨主張するが、移送の給付の必要性については、診察、治療等に係る医療扶助の給付の必要性とは別途の観点から判断する事項があるとされており（1・4）、通院のためのタクシー代は医療扶助が支給されれば認められるというものではないから、請求人の主張は理由がない。

ほかに、請求人は、移動距離的に事務所に行くことができないことや、通院当日の請求人の状況、事務所の職員の対応についても主張するが、いずれも本件処分に違法又は不当な点はないとの上記2の判断を左右するものとは認められず、これらの請求人の主張は理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己